

国籍 朝鮮  
出生地 東京都八王子市台町五十番地  
住所 右同

石山 昇(劉丹)  
昭和二十六年八月十七日生  
左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。  
昭和三十三年四月三日  
法務大臣 中村 梅吉

国籍 朝鮮  
出生地 新潟県新潟市大字田家二千九百二十四番地  
住所 同所九千五百五十一番地  
鄭村 トメ(宮崎トメ)  
大正十一年六月三日生  
鄭村ハツエ(宮崎ハツエ)  
昭和十六年十二月十一日生  
法務省 告示第二十二号  
大藏省 告示第二十二号

社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第十二条により準用する同令第一条第一項第三号の規定による会社を、昭和三十三年三月十一日付をもって次のように指定した。  
昭和三十三年四月三日  
法務大臣 中村 梅吉  
大藏大臣 池田 勇人  
公債の名称 登録機関の名称  
株式会社 神戶銀行

農林省告示第二百六十三号  
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第十二条の規定により、昭和三十三年三月九日付をもって左の肥料の登録の有効期間を更新し、登録証を交付した。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

有効期限が昭和三十五年三月九日となつたもの  
登録番号 肥料の名称 保証成分(%)  
生第四八九一號 兵庫県標準配合肥料苗

空素全量 五・〇  
内アンモニア性窒素 二・五  
内アンモニウム性窒素 七・〇  
内可溶性りん酸 六・〇  
内可溶性りん酸 九・〇  
内水溶性りん酸 五・〇  
内水溶性加里 九・〇

宝塚市昭和三十年年度教育施設事業公債 同  
昭和三十一年度伊丹市交通事業公債 同  
農林省告示第二百五十七号  
家畜衛生試験場動物用生物学的製剤販売規程(昭和二十五年九月三十日農林省告示第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

農林省告示第二百五十八号  
家畜衛生試験場動物用生物学的製剤販売規程(昭和二十五年九月三十日農林省告示第二百九十九号)第三条の規定に基づき、昭和二十七年四月一日農林省告示第二百二十二号(家畜衛生試験場において売り扱う動物用生物学的製剤の販売価額の指定に関する件)の一部を次のように改正する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

表中「牛流行性感胃血清」を「家さんベスト予防液」及び「ニューカッスル病予防液」を削り、「鶏痘予防液」を「乾燥鶏痘予防液」に改める。  
一、「一〇〇」に改める。  
農林省告示第二百五十九号  
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十六条第一号の規定に基づき、昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十八号(検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件)の一部を次のように改正する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

農林省告示第二百六十号  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、種馬鈴しよ検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例を次のように定める。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

普通肥料の公定規格(昭和三十一年農林省告示第六百六十一号)中含有分及びその他の制限事項についての規格のとおり。  
生第四八九三號 丸星尿素入り肥料二號  
生第四八九四號 丸星尿素入り肥料二號  
生第四八九五號 日産尿素入り配合肥料一號

空素全量 四・〇  
内アンモニア性窒素 一・〇  
内アンモニウム性窒素 六・〇  
内可溶性りん酸 五・〇  
内可溶性りん酸 六・〇  
内水溶性りん酸 五・〇  
内水溶性加里 五・〇

空素全量 四・〇  
内アンモニア性窒素 一・〇  
内アンモニウム性窒素 六・〇  
内可溶性りん酸 五・〇  
内可溶性りん酸 六・〇  
内水溶性りん酸 五・〇  
内水溶性加里 五・〇

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

空素全量 四・〇  
内アンモニア性窒素 一・〇  
内アンモニウム性窒素 六・〇  
内可溶性りん酸 五・〇  
内可溶性りん酸 六・〇  
内水溶性りん酸 五・〇  
内水溶性加里 五・〇

空素全量 四・〇  
内アンモニア性窒素 一・〇  
内アンモニウム性窒素 六・〇  
内可溶性りん酸 五・〇  
内可溶性りん酸 六・〇  
内水溶性りん酸 五・〇  
内水溶性加里 五・〇

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

空素全量 四・〇  
内アンモニア性窒素 一・〇  
内アンモニウム性窒素 六・〇  
内可溶性りん酸 五・〇  
内可溶性りん酸 六・〇  
内水溶性りん酸 五・〇  
内水溶性加里 五・〇

空素全量 四・〇  
内アンモニア性窒素 一・〇  
内アンモニウム性窒素 六・〇  
内可溶性りん酸 五・〇  
内可溶性りん酸 六・〇  
内水溶性りん酸 五・〇  
内水溶性加里 五・〇

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例  
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四条の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。  
農林省告示第二百六十一号  
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農務省令第十号)第八條第二号の規定により、次のように告示する。  
昭和三十三年四月三日  
農林大臣 井出一太郎